

宇治市保育所等入所選考基準

1. 基本点数表

【平成31年度入所申込用】

保育要件	備考	内容	基本点数
就労	被雇用者 自営業(中心者)	週5日以上かつ月150時間以上就労している	10
		週5日以上かつ月140時間以上150時間未満就労している	9
		週4日以上かつ月120時間以上140時間未満就労している	8
		週4日以上かつ月100時間以上120時間未満就労している	7
		週4日以上かつ月80時間以上100時間未満就労している	6
		週4日以上かつ月60時間以上80時間未満就労している	5
		自営業だが、事業の内容を証明する書類の提出がない(減点)	4
	採用予定者(減点)	2	
	自営業(協力者)(減点)	3	
	内職従事者	内職に従事しており、3万円以上の収入を得ている	5
妊娠・出産		出産予定日の前後8週間のうち、出産の準備又は休養を要する期間(多胎妊娠の場合は、産前14週間産後8週間)	7
疾病・負傷	入院	保護者が概ね1か月以上入院する	10
	居宅療養	保護者が寝たきりで保育が困難な場合(診断書に寝たきりである旨の記載要)	9
		保護者がその他概ね1か月以上保育が困難であると診断された場合	5
障害		保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者であるなど保育が常時困難な場合	9
		保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者であるなど保育が著しく困難な場合	5
介護・看護	入院介護・看護	概ね1か月以上入院中の親族を介護・看護している	6
	居宅介護・看護	重度な認知症で目を離すことができない親族を常時介護・看護している(診断書にその旨の記載要)	7
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の親族を常時介護・看護している	5
		その他上記に該当しない病人・障害者等の親族を常時介護・看護している	4
災害復旧	災害等から復旧中	火災や風水害、震災などの復旧に要する期間	10
就学		1日4時間以上月20日以上就学している	7
		1日4時間以上月15日以上20日未満就学している	5
求職活動		求職活動をしている	1

必要書類
在職証明書 自営業申立書
自営業の方は、確定申告書の写し、開業届・事業開始届の写し、事業請負契約書等の写し、その他事業を証明する書類のいずれか一つの提出がないと減点となります。
採用予定証明書
自営業申立書等の内容で判断
内職証明書
母子健康手帳の写し
診断書
各種手帳の写し
診断書等介護・看護の状況がわかるもの
各種手帳の写し
診断書・保育を必要とする状況の申立書
罹災証明書
在学証明書・時間割表等
就労誓約書

【備考】

複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用します。

1 就労中の保護者で、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が療育施設に通園している場合、通園に要する日について、1日4時間就労しているものとみなします。

2 入院中の親族に常時付添いが必要な場合に限ります。

宇治市保育所等入所選考基準

2. 調整点数表

〔平成31年度入所申込用〕

項目	備考	内容	調整点数
世帯の状況	複数該当する場合は、点数が高いものを採用し、加点する	ひとり親世帯(離婚、未婚、死別、失踪宣告)である	15
		ひとり親世帯に準じている(収監中・離婚調停中により、常時家庭にいない)	10
		生活保護受給世帯で、保育の利用が必要と判断できる場合	2
保護者の状況	該当する内容すべてを加点する	母が育休・産休から復職する(育児休業が終了する場合だけでなく、育児休業を短縮して復職する場合も含む)	3
		保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)	3
		保護者が保育士・保育教諭として、市外の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)	2
		保護者が、身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者である(保育要件が「障害」でない場合)	2
		保護者が、身体障害者手帳3・4級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1・2の者である(保育要件が「障害」でない場合)	1
当該児童の状況	該当する内容すべてを加点する(一部例外あり)	転入により入所申込みをしているが、転入前に保育所等(認可外含む)に入所していた	2
		地域型保育事業を利用している2歳児が保育所等へ入所を希望する	4
		地域型保育事業を利用している0・1歳児が保育所等へ入所を希望する	3
		一時預かり事業や、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用してあり、概ね3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が「就労」の場合のみ)	2
		一時預かり事業や、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用してあり、概ね3か月間の利用実績が月平均6日以上15日未満(利用の事由が「就労」の場合のみ)	1
		1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用を希望する	3
		入所申込み児童が身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている	2
		兄弟姉妹がすでに宇治市内の認可保育所(園)・認定こども園に入所している	3
兄弟姉妹の状況		兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込みをする	1
		身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている同居の就学前の兄弟姉妹がいる	2
		身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている同居の小学生の兄弟姉妹がいる	1
その他		転居や就労先の変更等正当な理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるので、転園を希望する	1
		すでに入所している兄弟姉妹の保育料・給食費・実費等を3か月以上滞納している世帯(減点)	5
		児童虐待やDV、その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合	

〔備考〕

「保護者の状況」、「当該児童の状況」、「兄弟姉妹の状況」、「その他」の項目については、1の記載があるものを除き、該当する内容すべてを加点します。

1 1については、最も点数が高いもののうち1つを採用し、加点します。

2 については、状況等を個別に福祉事務所長が判断し、調整します。

必要書類
児童扶養手当証書の写し、ひとり親医療助成制度受給者証の写し、遺族年金証書等の写し等のひとり親世帯であることを証明する書類のいずれか一つ
在監証明書の写し・離婚調停中であることがわかる書類
-
在職証明書(復職日の記載必要)・育児休業の短縮の確約書
在職証明書
在職証明書
各種手帳の写し
各種手帳の写し
1 通園証明書等入所していたことがわかる書類
-
-
1 1 領収書等利用実績を証明できるもの(提出がなければ加点しません)
-
各種手帳の写し
-
-
各種手帳の写し
各種手帳の写し
-
-
2 DVの場合は保護命令の写し

「-」は書類等の提出は不要です。

3. 同一点数となった場合の優先順位

【平成31年度入所申込用】

優先順位	優先順位内容
	両親がいない・ひとり親(離婚、未婚、死別、収監中等)の世帯
	基本点数の高い世帯(調整点数を加算して同点の場合、基本点数の高い方を優先する)
	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に入所している
	地域型保育事業を利用している
	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)
	同居の障害児(者)がいる(保護者及び当該児童に障害等がある場合も含む)
	保育料を滞納していない(滞納期間が短い)
	一時預かり等を利用して、既に就労している
	18歳未満の兄弟姉妹が児童含め5人以上いる
	希望園の多い順
	就労時間及び通勤時間を含め、保育を必要とする時間の長い順
	入所保留期間の長い順
	市民税所得割額が低い順